

回覧（日にちと押印）

担任	転出担当	副校長	事務	栄養士	生活指導	教務	専科主任	学年主任	転出担当
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

令和5年度

転学・退学届

NO. _____

保 護 者 記 入 欄	ふりがな			性別	男・女	生年月日	平成 年 月 日	
	児童氏名			学年・組	第 学年 組	(担任名)		
	現在の住所	練馬区		電話番号・携帯電話番号				
	転出先住所	〒		電話番号・携帯電話番号 □同上				
	ふりがな			保護者住所	□児童の欄と同じ			
	保護者氏名			Q:石神井小では「就学援助費」を受けていましたか。 はい ・ いいえ				
	転出先の学校	学校名			電話番号			
		住所	〒		《転居予定日》 令和 年 月 日			
	最終登校日	令和 年 月 日		届出年月日	令和 年 月 日届出			

- 【担任の先生へ】
- 以下の「PTA転出児童連絡票」は、切り取らずに回覧する。
 - 就学援助が「はい」の場合には、就学援助担当（事務）へ先に連絡をする。
 - 給食費などの返金が発生する場合は、事務へ早急に連絡をする。
 - 相手校から入学通知が届いたら、指導要録様式1・2の写しを作成する。

- 【学籍転出担当の先生へ】
- 以下の「PTA転出児童連絡票」を副校長に渡す。
 - 教科書給与証明、在学証明書等の作成し、転出書類一式とあわせて担任に渡す。

PTA転出児童連絡票

会計へ→校外委員校内担当へ

地区班

最終登校日 令和 年 月 日

転出時学年・組 第 学年 組 番

転出児童氏名 _____

転学される児童の保護者の方へ

練馬区立石神井小学校
校長 垣崎 晃

転学の手続きについて

1 学校給食費の清算について

転学時までには食べた食数によって清算します。
別紙計算書によって計算します。ご確認ください。
※就学援助受給者の場合、区へ戻入する場合があります。

2 学年徴収金の清算について

学級担任に確認してください。

3 就学援助費を受けていた方へ

区教育委員会の事務手続き上、支給時期がずれるもの、月割りで支給するもの等がありますので、認定通知の「3 説明 扶助費の日にちと対象学年」をご覧ください。詳しくは、本校事務室にお問い合わせの上ご確認ください。

支給時期が転学後となるものについても、4月に提出していただいた「就学援助費受給申請書兼委任状」で指定された口座に振り込まれますので、口座の解約はしばらくお待ちください。

4 その他

金銭の授受は、必ず領収書等でご確認ください。振込口座の解約は、給食費・就学援助費の本校事務室担当者と確認した上で了解の後をお願いします。

5 転学先での手続きについて

- 住民票の異動をする。
- 転出先教育委員会または、出張所の学務・児童生徒転入係で、本校で発行した「在学証明書」を提示し、就学先が明示された「就学通知書」を発行してもらおう。
- 就学先の学校で、前籍校より受け取った「在学証明書」「教科書給与証明書」を渡す。
※これ以後の措置については、当該学校の指示により行ってください。
※就学援助費を受給されていた方は、その旨をお伝えください。就学援助制度は、各自治体によって異なり、改めて申請した上で、認否を受けることになります。

※この用紙の左部分（切り取り線より左側）に必要な事項を記入し、学校へ提出してください。右部分は、保護者の方でお持ちください。

練馬区立石神井小学校

住所 〒177-0045 練馬区石神井台 1-1-25

職員室 03-3997-3277

事務室 03-3997-3276

きこえとことばの教室 03-3997-3279